

第 20 号の 3 様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に 1 通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「※処理事項」	記載する必要はありません。
金額の単位区分のある欄	単位区分に従って正確に記載します。
「法人番号」	法人番号（13 桁）を記載します。
「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。
「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、() 内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表 5 (1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かっこ内は除く。）。
「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 (1) 資本金の額は、法人税の明細書（別紙 5 (1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別紙 5 (1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第 45 条の 5 において準用する政令第 6 条の 25 第 2 号又は第 3 号に定める金額
「予定申告税額②」	(1) ①の欄の金額に 6 を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。 ※ 令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る「予定申告税額②」については、以下のとおり計算します。 (①×3.7/前事業年度又は前連結事業年度の月数) (2) この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
「円× ⑤/12 ⑥」	この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員」	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業員の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等に

者数	あっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。
「前事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑱までの欄)	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。 (3) ⑱の欄は、⑨の欄のかつこの金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかつこの金額に対する同欄のかつこの金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。

御代田町法人町民税の均等割及び法人税割の税率

均等割の税額(平成27年4月1日以降に開始する事業年度から)	
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 5万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円

※ 「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合は、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」とする。

法人税割の税率	
令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から ※ 経過措置により、令和元年10月1日以降に開始する最初の事業年度又は連結事業年度の予定申告に係る法人税割額は、次のとおり計算した額となります。 予定申告法人税割額 = 前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数 (参考) 通常の計算式 = 前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数	7.2/100
平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から	10.9/100
上記より前の事業年度分	13.5/100